

介護事業所の産休等代替職員制度実施要綱

第1 目的

産休等代替職員制度は、介護事業所の職員が出産若しくは傷病のため、長期間にわたって継続する休業を必要とする場合又は介護事業所が職員に研修を受講させる場合に、その職員の職務を行わせるための産休等代替職員を当該介護事業所の長が臨時的に任用することによって、職員の母体の保護、専心療養の保障又は資質の向上を図りつつ、介護サービス利用者の処遇を確保することを目的とする。

第2 用語の定義

- (1) この要綱において、「介護事業所」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき指定を受けた別表に掲げたサービスを提供する事業所であって、地方公共団体が設置し、かつ、運営しているもの以外のものをいう。
- (2) この要綱において、「職員」とは、介護事業所において訪問介護員又は介護職員として配置されている者をいう。
- (3) この要綱において、「産休等職員」とは、介護事業所の職員のうち出産することとなる者又は傷病若しくは負傷のため31日以上療養を必要とする者で第3の(1)ア、イに掲げる休業期間中、就業規則又は労働契約の定めるところにより労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金の全額の支給を受けるもの又は職務上の知識や技能を高める目的で、継続若しくは断続して5日間以上の研修を受講するものを行い、「産休等代替職員」とは、産休等職員の代替職員として新たに臨時で雇用され勤務を行う者をいう。

第3 産休等代替職員の任用

(1) 任用の義務及び期間

介護事業所の長（その者が任命権を有しないときは、その任命権を有する者とする。以下同じ。）は、当該介護事業所の産休等職員の職務を行わせるため、次に掲げる期間のいずれかを任用の期間として、産休等代替職員を臨時的に任用するものとする。

ア 介護事業所の職員が出産することとなる場合（以下「産休の場合」という。）

その職員の出産予定日の8週間、多胎妊娠の場合は14週間前から出産の日後8週間を経過する日までの期間。

イ 介護事業所の職員が傷病のため、31日以上継続する療養を必要とする場合（以下「病休の場合」という。）

その職員が休業を開始して30日経過した日から起算して60日を経過する日までの期間内において、その職員が休業を継続する期間。

ウ 介護事業所の職員が5日間以上の研修を受講する場合（以下「研修受講の場合」という。）

その職員が研修受講のため職務に従事できない期間。

なお、研修受講のため職務に従事できない期間とは、事業所が介護職員の資質

向上を図るために職務上の命令に基づき、資格取得等を目的として研修を受講させる期間とする。

(2) 健康状態への留意

介護事業所の長が行う産休の場合又は病休の場合の代替職員の任用に際しては、健康診断書を徴する等健康状態に留意するものとする。

第4 県の助成等

県は、予算の範囲内において、介護事業所の長が産休等代替職員の任用に係る経費について、別に定める額を補助するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年度分の事業から適用する。

別表

居宅サービス	通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 訪問介護 訪問入浴介護
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
施設サービス	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設に限る) 養護老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設に限る) 軽費老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設に限る) サービス付き高齢者向け住宅(特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設に限る)
介護予防サービス	介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防通所介護 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護